

平成27年度指定障害福祉サービス等報酬改定に係る事業者説明会【障害福祉サービス及び施設入所支援】Q & A（修正版）

（平成27年5月1日）

NO	質問項目	対象サービス	質問内容	回答
1	福祉・介護職員処遇改善加算	共通	4 / 8 訪問系の事業所等説明会にて、処遇改善加算の対象となる職種としてホームヘルパー以外にも事務員も対象に含むとの説明がありました。事務員も含めてもよいのでしょうか。	福祉・介護職員処遇改善加算については、事務職員は対象とできない。ただし、事務職員がヘルパーと兼務している場合は対象とできる。また、福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定する場合は、ヘルパーを中心として処遇改善が行われていれば事務職員も対象とできるが、特別加算を算定する場合には、通常加算より加算率が低くなるため、平成26年度まで通常加算を算定していた事業所については、原則、通常加算（区分 または ）の加算率で算定していただきたい。
2	福祉・介護職員処遇改善加算	共通	1、職場環境等要件である処遇改善（賃金改善を除く）の内容について、本説明会資料別紙1表4などに示された例示もありますが、例示にないケースなど事業者側の判断では要件適否が悩ましい場合もあると考えられます。計画提出前に個別の要件適否の相談を電話等で所轄庁は受けていただけなのか。	お見込みのとおり。
3	福祉・介護職員処遇改善加算	共通	1、様式3内の 賃金の総額（前年度分）を記入する箇所がありますが、正職員・アルバイトも含めた全支援員対象の総額でしょうか？それとも正職員の賃金のみを算出するのでしょうか？	正職員のほかアルバイトも含め、処遇改善加算の支給対象となる全職員の賃金の総額を算出する必要があります。
4	福祉・介護職員処遇改善加算	共通	2、様式3の に を上回る額とありますが、様式7で算出された額を 賃金改善の見込額に上乘せする（足す）形で良いのでしょうか？	様式7で算出された額を参考に、様式3の を算定のうえ 賃金改善の見込額（ - ）が 加算の見込額を上回る額とする。
5	福祉・介護職員処遇改善加算	共通	3、様式6の処遇改善計画書の加算見込額と所要見込額の数字がわかりません。記載例の数字を入力すれば良いのでしょうか？（550,000円？）	様式6は神奈川県内にある複数の事業所等を一括管理する場合で指定権者が複数にまたがる場合（基準該当サービス事業所を含む）に再掲として使用するため、記載例の数字ではなく、指定権者単位で積み上げた加算の見込額と賃金改善所要見込額を入力すること。

6	福祉・介護職員処遇改善加算	共通	賃金改善期間の記載について、給与ではなく年1回の賞与で改善を行っているが、当該賞与の支給が12月の場合、改善期間は「平成27年1月～平成27年1月」でよいか。	賃金改善実施期間は、加算算定対象月数と同月数となるため、加算算定月数が12か月の場合は、1年単位（4～3月、5～4月、6～5月、7～6月のいずれか）で記載する必要がある。
7	福祉・介護職員処遇改善加算	共通	厚生労働省発出の「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第1.2.の注について「従業者の職種に限らず」とあるが、具体的にどのような状況か。	各サービスの指定基準に定める従業者の職種以外に、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員を配置した場合を指す。
8	食事提供体制加算	共通	食事提供体制加算の引き下げの分については、低所得者に負担を求めないようにとのことだが、本人のみの所得を基準としているため、全利用者が低所得者であり、3年後に加算が廃止となれば、食材以外の全てが法人負担となる。これは「食事の提供に要する費用は支払いを受けることができる」とする人員、設備運営に関する基準と矛盾するものだと思いますが、基本報酬の中に、食事の提供に要する人件、管理費等も含まれるという見方によって変わってくると考えてよろしいか。	「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（厚生労働省告示545号平成18年9月29日）において、低所得者の食事の提供に要する費用については、食事提供体制加算の算定の有無に関わらず、食材料費に相当する額のみ徴収できるとされており、今後の報酬改定等で基本報酬がどのように改定されるかは未定である。
9	食事提供体制加算	共通	低所得の利用者から食材料費のみの徴収しか認められないのか。水光熱費はとれないのか。	食材料費に相当する額のみ徴収できるとされている。
10	食事の利用者負担について	共通	食事を外部委託しており、委託料が人件費と食材費に明確に分けられていない場合は、単純に食事提供体制加算の差額分を利用者から徴収してよいか。	お見込みのとおり。ただし、自事業所内の調理場における外部委託の場合はできる限り人件費と食材料費を分け、低所得者からは食材料費のみしか徴収できないことに留意すること。
11	送迎加算	共通	車いすにて通所されている利用者が「雨の日だけ駅又は家まで送迎してほしい」という要望があるが、その場合は「雨の日は送迎します」という覚書があれば、送迎加算の請求は可能か？	お見込みのとおり。ただし、事業所として送迎人数と回数については別途要件を満たしている必要がある。

12	送迎加算	共通	定員20人、週5回（往復だと10回）の送迎を行っているが、1回あたりの平均人数が、月によって10人であったり9人であったりする場合、申請は と のどちらであればよいか。	送迎加算は当該月の実施状況により加算の要件を満たしているか判断されるが、 と が月によって変わるような場合には、 の要件を満たさず となる月については体制届を速やかに提出し適切に を算定すること。（届出方法の詳細については、各指定権者担当課に連絡してほしい。）
13	送迎加算	共通	関係機関によるアセスメント等の結果から週3回（支給量14日）の利用契約となった方への送迎に対し、送迎加算 の算定はできるか。また、上記の条件で算定出来ない場合の例を教えてください。	算定可能。ただし、事業所として送迎人数と回数については別途要件を満たしている必要がある。
14	福祉専門職員配置等加算	共通	管理者と世話を兼務している職員で、介護福祉士の資格を持っていて世話人として常勤換算で0.5である場合は、福祉専門職員配置等を算定する際の「社会福祉士等」に含めてよいか。	含めることができる。
15	福祉専門職員配置等加算	共通	常勤職員が1名介護福祉士の資格があります。従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2-2）において常勤換算後の人数が3.7の場合、 $3.7/1=0.27$ 27%で福祉専門職員配置等加算 としてよいか。	当該加算（ ）及び（ ）については、指定基準の規定により配置されている直接処遇職員として常勤で配置されている従業員の総数のうち社会福祉士等である従業員の割合が算定要件であり、常勤換算によるものではなく、当該事業所に配置されている常勤の直接処遇職員の人数で算出される。なお、ここでいう常勤とは、各事業所において定められる常勤の従業員が勤務すべき時間数に達している従業員をいい、複数事業所を兼務する常勤職員の場合は、1週間の勤務時間の1/2を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する者をいう。
16	特定事業所加算（訪問系）	訪問系	平成26年度に特定事業所加算を算定しており、平成27年度以降同様の加算を算定する場合、何か新たに申請する必要があるか。	加算内容に変更が無ければ、提出の必要はない。
17	支援計画シート	重度訪問介護 行動援護	サービス提供にあたって、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成が必須だが、当該様式類は事業所毎に定めるのか、あるいは指定様式が提示されるか。また、前者の場合において、最低限記載すべき項目はあるか。	「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日障障発0331第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出）にある様式を参考にされたい。

18	開所時間減算	生活介護	朝と帰りの送迎において、支援員の添乗員をつけている場合、送迎中の時間を開所時間に含めて良いのか。	当該加算は運営規程に記載された営業時間（従業員を配置している時間）をもって判断される。ただし、送迎のみを行っている時間は営業時間に含まれないため、事業所に支援員がおり利用者を受け入れる体制が整えられている必要がある。
19	開所時間減算	生活介護	開所時間減算における「送迎のみを実施する時間を含まない。」の「送迎のみ」とは、「支援員添乗による支援がなく、運転員が送迎車を出すだけ」という意味と解釈してよいか。あるいは添乗の有無に関らず、「送迎車が施設に到着するまで」及び「全員が送迎車等に乗車したあと」を意味するのか。	当該加算の「送迎のみを実施する時間を含まない。」とは、送迎時間帯において、事業所に利用者を受け入れる体制があるかどうかで判断される。送迎車に支援員が同乗し、事業所で利用者の受け入れができないのであれば、その時間帯は当該加算の開所時間（営業時間）に含まれない。
20	開所時間減算	生活介護	月1回の土曜開所日が4時間の場合、減算で請求するのか？	6時間未満の営業時間の日については、その日のみ当該減算が適用される。
21	開所時間減算、送迎加算	生活介護 日中活動系 サービス	営業時間が8時半から17時半で、利用者の支援時間が10時から15時に設定している（支援時間以外は送迎や事業所内での準備や記録に費やす）場合、開所時間減算の対象外かつ送迎加算の算定は可能か。	利用者の支援時間を10時から15時までと限定しており、その時間帯以外は利用者の希望があってもサービス提供を行わないこととしている場合には減算の対象となるが、送迎を行っている時間については、事業所に支援員を配置しサービス提供を行える体制が整えられている場合は営業時間に含まれ、それらの時間が6時間以上であれば減算の対象とはならない。また、送迎加算については営業時間による制限はないため、別途、当該加算の要件を満たせば算定可能。
22	常勤看護職員等配置加算	生活介護	障害者支援施設が日中サービスとして提供する生活介護においても算定可能か。	算定可能。
23	常勤看護職員等配置加算	生活介護	算定要件に適用する看護師が休みの日にも算定可能か。	算定可能。
24	移行準備支援体制加算	就労移行支援	施設外就労の全作業時間の半分のみ職員が付き添った場合、当該加算を算定できるか。	算定できない。全作業時間にわたり支援を行う必要がある。
25	移行準備支援体制加算	就労移行支援	施設外就労の作業時間が1時間程度でも、当該加算を算定できるか。	施設外就労は業務委託契約に基づくものであるため、その時間に下限はないが、短時間で終了するのであれば、可能な限り事業所に戻り、支援を行うことが望ましい。
26	就労支援関係研修修了加算	就労移行支援	平成27年度の報酬改定により、従前の要件は変更されるか。	当該加算の要件に変更はない。

27	短期入所の単独型加算	短期入所	単独加算の追加加算を受ける根拠となる資料としては、ケース記録等への記載で足りるのか。	お見込みのとおり。
28	緊急短期入所受入加算	短期入所	「急な利用」とはどのような場合を指すか（例：申込日が利用開始日の 日以内である、等）	「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである（国報酬告示より抜粋）。
29	重度障害者支援加算	施設入所支援	施設入所支援の重度障害者支援加算の90日以内700単位の加算について、（新）では、この期間で、個別の支援を行った日に700単位/日加算とあるが、これは90日間ではなく、個別1日とした明確な提示はあるのか。	当該加算については、報酬告示において「4の加算（重度障害者支援加算（ ））が算定されている指定障害者支援施設については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数に700単位を加算する」と規定されている。
30	重度障害者支援加算	施設入所支援	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した体制を整えた場合の体制加算7単位/日は、全利用者に対して算定できるか。	お見込みのとおり。
31	重度障害者支援加算	施設入所支援	基礎研修修了者又は研修計画にある者のいずれも不在の日は、当該加算の算定はできないか。	お見込みのとおり、個別の支援を評価する180単位の上乗せ部分については、研修修了者等が支援を行った者について、当該日・当該利用者に限り算定できる。
32	重度障害者支援加算	施設入所支援	支援計画シートとあるが、個別支援計画書と同一のものでよいか。 重度障害者支援加算 を経過措置で算定する場合は、実践研修を受講していない職員でも支援計画シートの作成は可能なのか。 強度行動障害支援者養成研修予定者は、上限があるのでしょうか。	支援計画シートは、サービス管理責任者が作成する個別支援計画と異なり、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成するものであり、別のものとして作成する必要がある。 支援計画シートは実践研修修了者が作成するものであり、実践研修修了後に作成することができる。 特に上限の定めはないが、これまで重度障害者支援加算（ ）を算定している施設が、基礎研修の経過措置を適用して当該加算を算定する場合、受講計画に記載した受講予定者が強度行動障害を有する者を支援する時間については、直接支援の常勤換算に含めることができない。

33	重度障害者支援加算	共同生活援助	強度行動障害及び嗜痰吸引の研修は、現在行動援護従事者研修を修了している職員においても期間内に今後強度行動障害研修か嗜痰吸引研修のどちらかを受講しなくてはならないのか。	共同生活援助に係る重度障害者支援加算の算定においては、行動援護従事者養成研修を受講している者は、改めて強度行動障害支援者養成研修、嗜痰吸引等研修を受講する必要はない。
34	重度障害者支援加算	共同生活援助	個人単位のホームヘルプ利用の方についてのこの加算の取扱いは現行のとおりで、ホームヘルプを使っていない日はこの加算を算定することができないのか。	ホームヘルプを使っていない日は算定できる。
35	医療連携体制加算（ ）	共同生活援助	看護師が週2日勤務するが、勤務日以外の日も算定できるか？、看護師が対応する人以外の入居者全員について算定できるか？	体制を評価する加算であるため、いづれも算定可。
36	夜間支援等体制加算	共同生活援助	対象住居の前年度の利用人数が2人で、今年度は4人入居している場合は、2人の単価で4人分算定してよいか。	お見込みの通り。当該加算は、現に入所している利用者の数ではなく、前年度の利用者数に応じて加算額を算定する。ただし、前年度において定員数を増加し、増加後の前年度実績が6月未満の場合は、増加前の利用実績に増加した利用定員数の90%を加えた数を利用者数とし、6月以上1年未満の場合は、直近の6月の平均利用者数を利用者数とする。
37	夜間支援等体制加算	共同生活援助	住居に定員6人の所を、1居室を体験室として活用している。通常は5人が利用しているが、体験者が2泊3日で利用した時、夜間支援等体制加算は6人の単位で請求するのか。	当該加算は現に入所している利用者の数ではなく、前年度の利用者数に応じて加算額を算定する。その数には体験利用も含まれる。
38	夜間支援等体制加算	共同生活援助	夜間支援等体制加算について、対象利用者の数が前年度実績で3人以下であれば、通年で448単位で算定してよいか。	お見込みのとおり。
39	夜間支援等体制加算	共同生活援助	1つの住居を2人で担当する場合でも提出するシートは1枚でよいか、その場合の対象者の按分方法はどうすればよいか？	1つの住居を2人で担当する場合も提出するシートは1枚で構わない。その場合、複数配置である旨を欄外に記載いただき、対象利用者数を按分した利用者数を記載いただきたい。

40	夜間支援等体制加算	共同生活援助	当事業所は体制加算（宿直）に該当すると思われるが、別紙1（その2）の対象利用者の欄の人数についてお聞きします。昨年度利用者数は定員に関係なく単純平均すると16.9人で「16人以上18人以下」でよいと思いますが、昨年9月に定員を20人から27人に増加しております。今後利用者が増えることが見込まれますが、そのあたりは考慮しなくて良いのでしょうか。	当該加算は、現に入所している利用者数ではなく、前年度の利用者数に応じて加算額を算定する。ただし、前年度において定員数を増加し、増加後の前年度実績が6月未満の場合は、増加前の利用実績に増加した利用定員数の90%を加えた数を利用者数とし、6月以上1年未満の場合は、直近の6月の平均利用者数を利用者数とする。したがって質問の場合は定員増加後の前年度実績が6月以上あるので、6月の利用者延べ数を開所日数で除して得た数に応じて加算額を算定する。今後利用者が増えることが見込まれても、その見込みは考慮しなくて良い。
41	夜間支援等体制加算	共同生活援助	夜間支援体制加算算定の際の実利用者を算出するときの営業日は365日でよいか。	お見込みのとおり。年度途中に新規事業者指定を受けた場合は、開所日から年度末（3月31日）までの日数である。
42	強度行動障害支援者養成研修	共通	体制届の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）受講予定者 配置」には、当事業所の従業者全員を記載するものか。	今後、当該研修を受講する予定の者のみ記載すること。
43	サービス管理責任者	共通	研修修了の猶予措置は3年間の経過措置の後に廃止されるが、やむを得ない理由によりサービス管理責任者が退職した場合、現行通り1年間の研修修了の猶予期間を設けるか。	やむを得ない事由による猶予措置について、現時点では、廃止等期限は示されていない。
44	サービス管理責任者	共通	1人目のサービス管理責任者は、従業者の常勤換算に含めることができないとのことだが、これはサービス管理責任者と世話人を兼務できない、という意味でよいのか。	日中活動系事業所の指定基準において、1人目のサービス管理責任者は常勤専従であり、他の職務と兼務した場合、当該職務にかかる勤務時間を算入できない、という規定があるが、共同生活援助においては当該規定はない。共同生活援助についてはサービス管理責任者としての業務に支障がない範囲で世話人との兼務も可能。
45	就労アセスメント	就労移行支援	他県では、B型アセスメントの指定様式があるが、神奈川県でも作成する予定はあるか。なければ、任意の様式で作成してもよいのか。	本県独自で作成する予定はない。平成27年4月22日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から発出された「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」にある様式を参考としてご活用いただきたい。
46	就労アセスメント	就労移行支援	B型アセスメントの受入は事業者側で制限を設けているのか。	就労移行支援事業所における定員外であっても、就労アセスメントの利用者を報酬上は受け入れることができるが、事業所として可能な範囲で実施されたい。

47	入所施設における補足給付算定時の食事・光熱費の基準費用額の内訳について	施設入所支援	入所施設における補足給付算定時の食事・光熱費費用額の内訳について教えていただきたい。58,000円（食費4.8万円、光熱水費1.0万円）になっていたが53,500円に見直しとなった。どのように捉えたらよいか。	今回の補足給付額算定に係る基準費用額の内訳については国から示されていない。なお、今回の基準費用額の見直しに当たっては、平成26年度障害福祉サービス等経営実態調査等を踏まえ、更に消費税引上げの影響も含められているとされている。
----	-------------------------------------	--------	--	--

|